

平成29年12月

お客さま各位

札幌中央信用組合

個人番号の利用目的追加のお知らせと

マイナンバーの届出のお願い

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年9月公布）に基づき、預貯金口座へのマイナンバーの付番が平成30年1月1日から開始されます。

これを受け当組合は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、平成30年1月1日より個人番号の利用目的に「預貯金口座付番に関する事務」を追加することをお知らせします。

つきましては、平成30年1月以降、新たに口座を開設されるお客さまには新規口座開設時に、すでに口座をお持ちのお客さまには各種手続き時やご相談等での対応時に、預貯金口座付番のご案内をいたしますので、マイナンバーの届出にご協力くださいますようお願いいたします。

以上

くわしくは、窓口へお問い合わせください